

令和2年4月6日

保護者の皆様

三次市立三和中学校
校長 横山 秀憲

異常気象時等における臨時休業等の判断基準について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、本校教育に、ご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、大雨、台風、大雪等による異常気象や地震による災害の発生が予想される際には、生徒の安全を確保するために、次の「臨時休業の判断基準」に基づいて臨時休業（休校）及び部活動中止の対応をさせていただきます。

【臨時休業の判断基準】

1 臨時休業の判断基準

当日の午前6時時点において、次の警報が三次市に発令中であること。

2 警報種別による対応

(1)発令時に臨時休業となるもの

- ①特別警報
- ②暴風警報又は洪水警報発令
- ③土砂災害警戒情報

- 各家庭にて「テレビ等の気象情報」でご確認ください。
- マメールでも追って連絡します。

(2)発令時に臨時休業の判断をするもの（三和小学校と連携）

- ①大雨警報・・・河川等の状況を勘案し、判断する。
- ②大雪警報・・・通学路等の状況を考慮し、判断する。

臨時休業又は自宅待機と判断した場合は、午前6時30分からマメールで連絡をします。

3 その他の対応

(1)台風、地震等に係って、教育委員会から臨時休業等の指示があった場合は、臨時休業とします。
(臨時休業又は自宅待機と判断した場合は、通知文またはマメールでその旨を連絡します。)

(2)休日、長期休業中の部活動・補習、及び試合・大会等については、上記の警報の内、いずれかが三次市に発令中は自宅待機です。その後の措置については、学校(顧問)より連絡します。(ただし、中体連等の大会の場合は主催者団体の判断基準に従う。)

※ 臨時休業になったときは、安全確保のために戸外に外出しないように、ご指導をお願いします。

※ 緊急連絡メール「マメール」への登録をお願いします。